

支援施設におけるケース検討会を用いた行動障害を示す人への支援

小笠原 恵*

支援方法学分野

(2018年9月21日受理)

1. はじめに

平成26年度の厚生労働省の調査によると、全国に障害者支援施設は2,449か所ある。支援施設とは、日中「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」を行い、夜間は「施設入所支援」を行う施設である。いわゆる入所型の施設であり、全国で15万人近くの障害者が入所している（以下、入所施設とする）。こうした入所者の4%以上に強度行動障害を示す利用者がいることが明らかになっている。強度行動障害とは、著しい自傷、他害、こだわり、物壊し、睡眠の乱れ、食事障害、排泄障害、多動、騒がしさ、パニック、粗暴などの行為が通常考えられない頻度で出現し、現在の療育環境では著しく処遇の困難なものを指し、行動上の問題から定義された概念である¹²⁾。こうした青年期・成人期の知的障害者が示す激しい行動障害は、施設において「処遇困難」とされることが多く、適切な支援の在り方が模索されている¹³⁾。

近年、行動障害や行動問題に対する Positive Behavior Support（以下、PBSとする）の有効性が多数報告されている²⁾。PBSでは、行動の生起にかかる要因を特定する機能的アセスメントを実施し、当事者のQOLの向上につながる支援計画を立案・実施する。支援計画は、応用行動分析学の理論に基づき立案され、実施される環境条件に合致していることがその実施度を向上させる。そのため、応用行動分析学の知識・技術を有している外部支援者と対象者や実際の環境をよく知る支援者との協同的支援が重要であることが指摘されている¹⁾。たとえば、倉光・園山⁴⁾は、入所施設において、

自傷行動を示す自閉症者に対して、余暇への従事を向上させることで自傷行動の低減を図った。機能的アセスメントにあたる行動観察や職員への聞き取りは外部支援者が行い、立案した支援計画を担当職員との協議により具体化している。ほかにも、入所施設において、行動障害を示す人への支援を行った研究があるが（村本⁸⁾、村田・村中⁹⁾）、いずれも機能的アセスメントの実施から支援計画の立案までを外部支援者が行い、支援者との協議により計画の実施に至る実践が多い。

こうしたケース検討会は、その効果を、対象者の行動変容から検討することが多いが、支援を実施した担当職員やケース検討会に参加した担当職員以外の職員が、同様のPBSの手順を踏んだ手続きを他のケースに応用することができるのか、検討されていない。多くの行動障害を示す利用者に対して、効果的な支援を展開するためには、こうしたケース検討会の効果を、対象者のみの変容で評価するのではなく、他の利用者への応用や適用がどの程度可能かどうか評価することも必要だろう。

そこで本研究は、障害者支援施設において行動障害を示す4名の障害者に対してPBSに基づく支援を実施する。機能的アセスメントからその効果検証までをケース検討会で行うこととする。ケース検討会は、担当職員のみならず、希望する他の職員も参加した。その効果を①対象者への支援計画の有効性、②支援を行ったケース担当職員による手続きの他の利用者への使用の有無③参加した職員による利用者への手続きの使用の有無の3点から検討することとする。

* 東京学芸大学 特別支援科学講座 支援方法学分野 (184-8501 小金井市貫井北町 4-1-1)

2. 方法

2. 1 職員及び施設の概要

指定障害者支援施設A（以下、A園）は、入所及び福祉サービスの提供を行う施設である。入所者15～17名の寮が6寮、強度行動障害者のみが入所している7名の寮が1寮ある。各寮の支援職員は12～16名で、早番4名、遅番3名、夜勤1～2名のローテーションを組んでいる。午前・午後ともに日中活動が設定され、各自がニーズに沿ったクラスで活動している。寮内は、2ユニットに分かれ、基本的には個室で生活をしている。各利用者に対して、年間で固定の職員が担当している。具体的な支援は寮職員全員で取り組んでいるが、指示を出していくのは担当職員である。

2. 2 対象者

行動障害を示す男性3名女性1名であった。4つの生活寮からそれぞれ1名ずつ、ケース検討の必要な対象者を職員が選出した。なお、対象者の後見人に対して、口頭で本研究の目的と方法、本人に対して人権に配慮し、嫌悪的な手続きを用いないこと、必要に応じて、手続きの修正を行う等といった倫理的配慮、公表時における個人情報への配慮を説明し、本研究の参加及び公表に同意を得た。

対象者Aは、47歳の男性で知的障害の診断がなされていた。18歳のときに行った田中ビネー知能検査では、IQ43だった。口頭で意思を伝えることもできるがおうむ返しが多かった。ひらがなを読むことができた。

対象者Bは、39歳の男性で知的障害を伴う自閉症の診断がなされていた。25歳に行った田中ビネー知能検査では、IQ21～35の範囲と記録されていた。1語文から2語文で意思表示することができた。指示等を文書で示すと理解しやすい様子がみられた。

対象者Cは、45歳の女性で知的障害とてんかんの診断がなされていた。28歳に行った田中ビネー知能検査では、概ね20以下であると記録されていた。「おかか（お母さん）」「パズル」など、いくつかの単語を発することはできたが、会話には至らなかった。日課のなかでの指示は、理解している様子がみられた。

対象者Dは、34歳の男性で知的障害の診断がなされていた。当時、遠城寺式発達検査で、言語理解4歳0か月から4歳4か月、発話が2歳9か月～3歳0か月とのことだった。簡単な会話を行うことができたが、慣れた人でないと本人の伝えたいことが読み取れなかった。

2. 3 研究期間及びケース検討会の流れ

本研究は、A園が行っている強度行動障害支援事業の研修として、応用行動分析学を専門とする筆者に研修依頼がなされたことから開始した。X年7月に応用行動分析学の基礎的な理論（ABC分析・PBS、競合行動バイパスモデル・機能的アセスメント等）について、2時間の講義を行った。その後、7月にケース検討会が行われた。この2時間の検討会では、あらかじめ担当職員が記入した対象者のプロフィールや行動障害の特徴（行動障害の先行事象、行動障害の具体的特徴、頻度強度など、行動障害への対応、興味や関心の高いこと、コミュニケーション手段、苦手なことなど）また、行動障害に対するMAS（Motivation Assessment Scale）の結果を筆者がまとめたもの、つまり機能的アセスメントの結果を説明した。その後、対象者の担当職員を含めた5、6名のグループを4つ作り、各グループそれぞれに1名の対象者の機能的アセスメントの結果を受けた支援方針の決定、具体的な支援計画の立案といったグループワークを課した。ケース検討会終了後、それぞれのグループから出された支援計画について、筆者が文書化し、行動の記録用紙を作成して電子メールで送り、支援体制が整い次第、支援が開始された。支援は、3月まで継続された。支援開始後、手続き等に疑問が生じた場合、あるいは対象者の様子等から修正の必要が生じた場合、随時、担当者が筆者にメールにて連絡し、具体的な対策や修正を筆者と相談し決定した。支援終了時の3月には、担当者と希望する職員に対して、これまでの支援の経過を報告した。担当者から筆者にメールにて送ってもらっていた記録をグラフ化したものを筆者から説明した後、担当職員から支援の経過とその効果について発表がなされた。さらに、このケース検討会終了後に、担当職員に対して、支援効果等に関するアンケートの記入を依頼した。また、ケース検討会終了から8か月後、ケース検討会に参加したケース担当以外の職員を対象にアンケート調査を行った。

2. 4 対象者の行動障害の特徴と支援手続き

2. 4. 1 対象者A

対象者Aは、「うっ、うっ」と声を出しながら、頭部を両手で叩く自傷行動を示した。叩いたところが赤くなるくらいの強さのときもあった。寝起きや寝つくまでの時間に生起しやすく、作業場面では生起しなかった。また、口渴や便秘、アレルギー症状に関係している印象があるとのことだった。自傷に対して職員はAの好きなアイドルの写真を提供したり、お茶を

促したり、頓服を飲ませたりしていた。自傷ほど頻度が高くない他害は、自傷を止めようとする職員に対して起こることが多かった。自傷行動のMASの結果、感覚要因の得点(2.75)が第1位であった。これらのことから、自傷については、身体の不快と寝つきや寝起きの悪さから生じている可能性が推測された。そこで、睡眠を保障することを支援の中心に据えた。日中に動的なプログラムを入れること、これまで寝付くまで電気をつけ音楽をかけていたところを就寝時には暗くして音楽を止めること、それ以外の時間に自室で好きなアイドルの動画を見るように促すこととした。

2. 4. 2 対象者B

対象者Bは、日中をほとんど施錠した自室で過ごし、日中活動への参加はなかった。食事や入浴時に開錠して自室から出てくるが、このときに対応する職員の立ち位置や動き方が思っていることと違うと、「行け」「来るな」「来いよ」「戻れ」という要求が繰り返された。また、居室のカギについても「開けろ」「閉めろ」という要求が繰り返された。介助を行う職員を繰り返し確認したり、指名することもあった。こうした一連の要求が充たされなくなると、目の前の職員へ腕を振り下ろして叩く、胸元をつかんで殴る、体当たりをするという他害が出現し、多いときには1日10回以上あった。また、支援にあたる職員は複数名いるために、要求に対する対応はまちまちであった。要求および他害ともにMASにおいては、物や活動の獲得要求の得点(4.0)が最も高かった。そこで、対象者Bに対する職員の対応を統一するために、やり直し要求は3回まで充たすこととし、それ以上の場合は「2分後に来ます」とその場から離れることとした。また、このことをルールとして、文書に書いて居室に掲示した。

2. 4. 3 対象者C

対象者Cは、入浴後から就床前の服薬までの時間に職員の腕をつねるといった他害を示した。この時間、職員が順番に利用者に対応するため、Cの薬の順番になるまでCはパズルをして待っているが、パズルが終わった時点で職員が自分に薬を飲ませることができないと他害が起こることが多かった。その時間帯以外にも、パターンが崩れること、待たされる時間に他害が起りやすかった。パズル以外に待っているときに行えるものがなかった。他害行動に対するMASの結果、逃避及び物や活動の獲得が同じ得点(2.0)であった。また、他害と同時に物を投げたりドアや引き出しを強く閉めるといった行動もみられた。そこで、他害が多く

みられる入浴から就床までのスケジュールを調整し、入浴後すぐに薬が飲めるように変更することとした。また、この時間も含めて待ち時間に行うパズル以外の活動を探すこととした。

2. 4. 4 対象者D

対象者Dは、日中のクラス活動以外の時間で、職員が見ていないところで衣服を破ることがあった。膝より上の太もものあたりやポケットなどズボンを破ることが多く、週に2、3回生じた。クラス活動以外の時間は、Dはトイレの鏡を覗き込み長時間を過ごしていた。職員は衣類を破っているのをみつけると注意をしていた。衣類破りについてのMASの結果、逃避の得点(3.0)が最も高かった。特定の活動がない時間帯の過ごし方を変更することを支援の中心に据えた。1日の予定を30分間隔で入れ込んだ予定表を作成して、時間ごとに職員が声を掛けその予定を読んでもらった。これまで、寝る以外で居室に入って休むことがなかったDに対して、「部屋で休む」ことも予定表のなかに入れ込んだ。タイマーをかけて、次の予定の時間を知らせることとした。

3. 支援の経過とアンケート結果

3. 1 対象者A

対象者Aについては、入眠と起床の時間の自傷及び他害の出現した回数、自傷等への対応として職員がその場から抱えて連れ出した「タイムアウト」と称されていた回数の記録がすでにとられていた。その記録をもとに、それぞれ月ごとに1日当たりの平均値に換算した(図1)。自傷に関しては、支援を開始して4か月目にほぼ倍増した。また、睡眠時間が5時間以下であった日の9割で自傷が出現していたことから、引き続き睡眠を保障するために、新たに寝る前に温かい飲み物と好きなアイドルの写真を提供することとした。

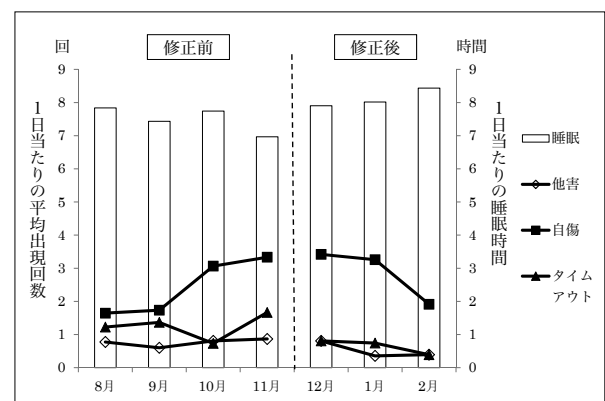


図1 対象者Aの行動障害とタイムアウトの回数及び睡眠時間

その結果、手続きの修正後2か月は自傷の出現回数はほぼ同じであったが、3か月目に支援開始前に比べてほぼ同じ回数まで減少した。他害は、支援中、一貫して平均して1回未満であり、睡眠時間との関係は薄かった。タイムアウトの回数は、支援の修正までは増減したが、その後減少傾向にあった。

3. 2 対象者B

対象者Bの他害、部屋の開錠のやり直し、職員指名、ホームドアの開錠やり直しの回数を記録してもらい、1日当たりの平均回数を月ごとに算出した(図2)。やり直し要求が3回を超えたのは、支援開始後、3か月で16回であり、その内訳は、職員指名9回、ホームの開錠6回、部屋の開錠1回だった。そこで最も要求の多かった職員指名に対して、夕食を提供する職員の名前と顔写真を毎日部屋に貼るという手続きを加えた。また、やり直し3回以内だった時に、日中活動への参加を許可することにした。これらの手続きの修正後は職員指名3回と激減したが、部屋の開錠は3回と変化せず、ホームドアの開錠は19回と増えた。他害の出現回数は、支援期間を通してそれほど多くなく、12月までの修正以前は22回、それ以降16回とやや低減した。1月に日中活動に3回、2月に4回と7週連続で参加ができた。

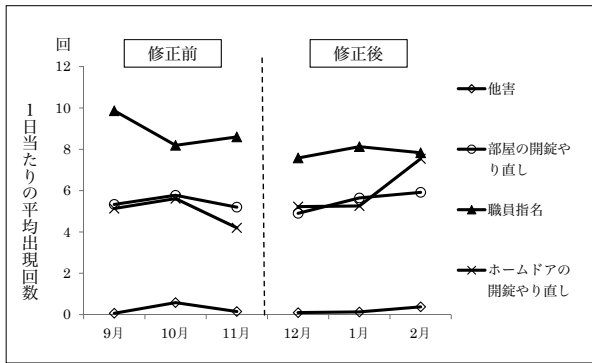


図2 対象者Bの行動障害

3. 3 対象者C

他害と物壊しについて、その出現回数を記録してもらい、1日当たりの平均回数に換算した(図3)。支援開始から3週目に服薬のタイミングを調整して、待たずに済むように変更したところ、他害は激減した。10月に入り、パズルを提供するときにかごに1枚ずつピースを入れて渡すようにし、開閉による衝撃を減らすために居室のドアを縦開きに変更した。10月より物壊しも低減した。支援開始4か月後、パズル以外に待ち時間に行う活動として4種類のプットインの課題を、特に夕食前にお仕事として提供するようにした。

他害は1週間に1回起こるか否かという程度、物壊しはほとんど起こらない状態を維持した。

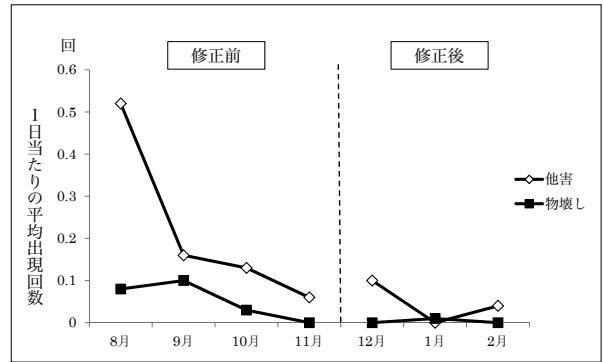


図3 対象者Cの行動障害

3. 4 対象者D

10月から支援を開始した。各活動への参加状況を、全参加、一部参加、参加なしと評価してもらい、1日当たりの平均数を算出した(図4)。1か月目は、紙に書いた1日13種類の活動を含むスケジュールを呈示して、職員と一緒に動いた。2か月目から全参加の回数が増えた。3か月目から、これまで紙に書いて呈示していたスケジュールをホワイトボードにマグネットカードを貼りつける形にして、活動のなかに選択肢を入れることとした。たとえば、掃除の時間に掃除機をかけるのか雑巾をかけるのかを選んで、自分でそのカードをホワイトボードに貼った。全参加の数はほとんど変わらず、参加しない活動数が減った。洋服破りに関しては、職員が見ていないときに行うために、記録は困難だった。記録があったのは1、2か月目に1回、3、4か月目に2回であった。ただし、破られている洋服が見つかることはあった。

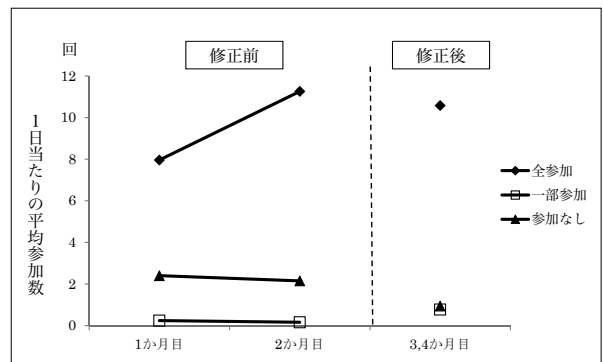


図4 対象者Dの活動参加状況

3. 5 担当職員へのアンケート調査

3回目のケース検討会終了後に、担当職員4名に対して、表1に示すアンケートを行った。機能的アセスメントに相当する行動の記述や機能の推定は、ほぼ全員が簡単であり妥当性が高く、理解したと回答した。

表1 担当職員に対する事後アンケート結果

質問	対象者A担当	対象者B担当	対象者C担当	対象者D担当
対象の方の行動の特徴を記入することは難しかったですか？	簡単	簡単	難しかった	簡単
推定した行動の機能は、妥当性が高いと思いますか？	高い	高い	とても高い	高い
機能を推定する方法は理解できましたか？	まあまあ理解	まあまあ理解	よく理解	まあまあ理解
提案された支援の方向性は、妥当性が高いと思いますか？	高い	高い	とても高い	高い
提案された方向性に従って、支援計画を立案することは難しかったですか？	簡単	難しかった	難しかった	難しかった
手続きを毎日行うことは難しかったですか？	簡単	簡単	とても簡単	難しかった
手続きを毎日行うことは負担でしたか？	あまり負担ではない	あまり負担ではない	負担ではない	あまり負担ではない
行動の記録をとることは難しかったですか？	簡単	難しかった	とても簡単	とても難しい
行動の記録をとることは負担でしたか？	とても負担	とても負担	負担ではない	まあまあ負担
今回行った手続きは、行動障害を減らすことに効果があったと思いますか？	あまり効果がなかった	一部は効果があった	非常に効果があった	非常に効果があった
他の利用者に行うことが可能なものすべてに○をつけてください	対象者の行動特徴を記入 行動の機能の推定 機能に基づいた支援計画の立案 支援手続きの実施 行動の記録			4名 2名 2名 4名 4名

支援の立案に関しては、3名が難しい、1名が簡単だと回答した。支援の実施については、1名が毎日の実施が難しかったと回答したが、負担感は全員が低いと回答した。記録に関しては、簡単だが負担感を感じたと回答したものがいた。効果については、対象者CおよびDの担当者は非常に効果があったと回答した。他の利用者に手続きを応用することの可能なものとして、「行動特徴を記述すること」、「支援手続きの実施」、「行動の記録」を全員が選択した。一方、機能の推定と機能に基づいた支援計画の立案は、4名中2名（BおよびD担当者）が可能だとした。

3. 6 参加者に対するアンケート調査

ケース検討会終了から8か月経過後、ケース検討会に参加した13名の職員に対して、アンケート調査を行った。職員の異動等があり、ケース検討会参加者すべてに調査を行うことは不可能であった。なお、13名には、前年度の担当者は含まれない。また、13名中2名に回答の不足があったため、11名を分析対象とした。先の担当者に対するアンケートの他の利用者への応用可能な手続きの項目に、ABC分析を加えて、この間に実施した手続きを選択してもらったところ（図5）、「行動の記録」が最も高く7名が実施したと回答した。「機能の推定」と「機能に基づいた支援計画の立案」が最も少なく、4名だった。

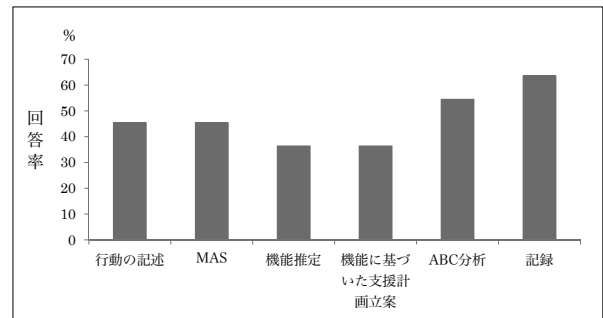


図5 参加者に対する用いた支援技能に関する調査結果

4. 考察

4. 1 支援計画の効果

4名の対象者のうち、1名は行動問題の明らかな低減がみられた。1名は、行動問題の出現状況は明確ではないものの、1日を通じた活動への参加状況に変化がみられた。残りの2名に関しては、行動問題に対する効果は低かった。ここでは、その効果の違いについて考察する。

支援効果が最も高かった対象者Cの他害は、最も多く出現する時間帯が特定され、またその理由も自分のタイミングで薬が飲みたいという明白な要求であった。そのために、本人の要求を充たすことができるスケジュールに変更し、他害が出現する機会自体を取り去った。その結果、速やかな他害行動の低減がみられ

たことから、これまで長年続いていたスケジュールを変更したことが、功を奏したといえる。一方で、対象者Aに関して、自傷の出現時間がある程度特定されていた。そのために、その高頻度で出現している時間帯の過ごし方を変更した。しかし、対象者Aの自傷行動に顕著な変化はみられなかった。対象者Aの自傷行動の機能は、不快な状況における自傷行動そのものの感覚を求めて行うものであることが推定されていた。当初、行った手続きは、入眠前の不快な時間帯を少しでも減らすよう、それまで流していた音楽を消し、電気を消すことで入眠を促すことをねらった手続きであったが、この手続きの導入以降自傷行動が倍増したことから、この手続きが不快な状況をさらに強めた可能性が推測される。温かい飲み物とアイドルの写真を提供するという手続きに修正したことにより、自傷行動は支援開始時とほぼ同じまで減少したことから、これらの物の提供が自傷行動によって産出する感覚を抑えることにある程度の効果が期待された。行動により産出する感覚を求めて行っている自傷行動については、他の行動レパートリーを増やすことにより、その低減を図ることに成功した事例も報告されており¹¹⁾、いかにその拮抗する活動を探し出すかは今後の課題である。対象者Bについても、繰り返される要求は部屋を開錠する時に限定されていた。これまでは、一定された対応が取れていなかったところを、複数の職員が共通できる方法として、やり直しの回数を決め、それ以上はその場から去ることをルールとして本人に伝え、さらにルール遵守により、日中活動への参加という強化を行った。その結果、やり直し要求は、わずかに低減するにとどまったが、支援導入前は多いときに1日10回以上あったと報告されていた他害行動は、1回以下に低減した。これまでは、やり直し要求がエスカレートすることにより、他害行動に結びついていたところを、要求に2回だけ応じるという枠を設け、そのことをルールとして本人に呈示したことにより、要求自体にわずかなコントロールがみられたといえるだろう。さらに、要求が充たされなくても、他害に発展しなかったことから、本人のなかでこのルールは機能化した可能性が高い。また、これまで職員により日中活動に参加できる状況ではないと判断されて、1日のほとんどを施錠した部屋で過ごしていた対象者Bが、支援の後半より、日中活動に参加できる日が増えた。これは、ルール遵守に対する強化として設定したものであるが、職員にとってもこれまでの判断を覆すルールとして機能した可能性がある。対象者Dについては、1日を通して衣類を破く行動が出現しており、その時

間帯は一定ではなかった。これまで決まっていた1日のスケジュールを見直し、そのスケジュールを最終的には自分で選択したり操作できるものにした。その結果、全参加と評価された活動は1か月目よりも2か月目のほうが増えた。参加なしと評価されたのは、活動に選択機会を設定して以降低減した。衣類破りを記録することは難しかったので、行動問題の生起との関係性を考察することはできないが、自らがスケジュールを操作し、選択することが活動参加の割合を上昇させたといえる。

担当職員に行った事後アンケートにおいては、対象者CとDの担当者から、支援計画が非常に効果的だったと評価された。対象者Bの担当者からは一部は効果的、Aは効果がなかったと評価した。これらのことから、担当者の評価は結果に一致するものであったといえる。

4. 2 ケース検討会の波及効果

近年、行動問題や行動障害に関する支援者支援の効果を検討した研究が散見されるようになってきた。それは、知識習得を主な目的とした講義や演習を用いた研修によるものと、実際のケースに対してコンサルテーションを行うものに大別される。施設職員を対象としたものには、松村⁶⁾、財部・神谷・新屋¹⁴⁾、村本⁷⁾などがあり、いずれも強度行動障害の人を対象としたコンサルテーションを実施している。たとえば、財部らのコンサルテーションは、4年間に48回実施し、1回2時間で合計11名の事例検討会を行っている。また村本は、1名の対象者に対して、毎週1回1時間程度のスーパーバイズを1年間継続している。いずれも対象者の行動変容に高い効果が認められてはいるものの、その効率性の点では課題が残る。本研究では、2時間の講義を1回と4名の対象者について1回2時間のケース検討会を行い、機能的アセスメントは外部支援者が行い、ケース担当職員を含む参加者が、機能的アセスメントの結果に基づいた支援計画の立案を行った。参加したケース担当者以外にも用いた支援技能の使用可能性があるのか否か、担当職員が用いた支援技能を他の利用者に応用できるか否かという点からその波及効果を考察する。

担当職員に対してケース検討会後に行ったアンケートでは、他の利用者に今後利用できるものとして「行動の記述」と「支援計画の実施」及び「行動の記録」が全員可能であると回答された。また、検討会終了後から8か月間で検討会への参加者が実際に行ったことは、ほぼこの回答に一致している。加藤・小笠原³⁾は特別支援学校の教員を対象に、支援技能において困難

を感じる点を調査している。その結果、「行動の(学校以外での)記述」と「行動の記録」に最も困難度が高いことが示され、本研究でのアンケート結果とは相反する。「行動の記述」が応用可能であり、実際に使用できたとされるのは、本研究の対象が24時間生活を共にする入所施設の職員であることが関係しているといえるだろう。また、たとえば、対象者Aにおいては実際に睡眠や自傷等について介入開始前から担当ドクターに提出している記録用紙が存在するなど、A園において対象者の行動に関する記録を行うことが習慣化していたことは「行動の記録」が可能だと回答されたことに影響する。一方で、機能的アセスメントの結果から行動の機能を推定したり、機能に基づいた支援計画を立案することについては、ケース担当職員も参加者もその使用が低い結果となった。倉光⁵⁾は、コンサルテーションを行う上で外部支援者は、「有効な支援の検討に必要な知識・技術の提供」、「利用者の支援目標と支援者の支援内容の明確化」、「職員の支援実施に対するフィードバック」といった要素を含んだ体制を組むことの重要性を示唆している。機能的アセスメントの実施を目的とした支援者トレーニングを行った大久保・井口・石塚¹⁰⁾においても、講義と演習を中心とした3日間の研修プログラムを行っているが、前提となる応用行動分析学における知識の必要性が指摘されている。本研究においては、特に知識面での講義には2時間しか費やしていない。さらに、ケース検討会において、機能的アセスメントの結果については、外部支援者がまとめて説明している。これらのことが、職員のアンケート結果に影響した可能性が示唆される。一方で、厚生労働省は2013年から「強度行動障害支援者養成研修」を開始し、2日間で基礎研修と実践研修を行っているが、多くの知識や技能を得ても、そのままでは数日が経過すると研修効果が薄れてしまうことが松村⁶⁾のアンケート調査から指摘されている。

そのため、以上のことから、本研究で行ったケース検討会では、行動障害の支援に関する知識習得に不足があり、そのことが支援技能の波及効果に影響することが示唆された。そのため、今後講義とケース検討を組み合わせながら、効率的で汎用性のあるプログラムを検討することが必要である。

文 献

- 1) Albin, R.W., Lucyshyn, J.M., Horner, R.H., & Flannery, K.B. (1996) Contextual fit for behavioral support plans: A Model for “goodness”. In L.K.Koegel, R.L.Koegel, & G, Dunlap Eds., Positive behavioral support: Including people with difficult behavior in the community. Paul H. Brookes, 81-98
- 2) 平澤紀子(2003) 積極的行動支援(Positive Behavior Support)の最近の動向—日常場面の効果的な支援の観点から—, 特殊教育学研究, 41, 37-43
- 3) 加藤慎吾・小笠原恵(2014) 行動問題支援に関する教師トレーニング—トレーニングの効果と教師が感じる困難についての検討—, 日本特殊教育学会第52回大会
- 4) 倉光晃子・園山繁樹(2009) 知的障害者施設における職員の支援パフォーマンスに対する成果マネジメント・プログラムの効果—自傷行動を示す自閉性障害利用者に対する余暇支援遂行における検討—, 障害科学研究, 33, 67-81
- 5) 倉光晃子(2011) 行動問題のある利用者への支援技術向上を目指した施設コンサルテーションの取り組み, 福祉心理学研究, 8 (1), 34-38
- 6) 松村 斎(2014) 強度行動障害を示す利用者を支援する施設職員に対するコンサルテーションの有効性, 大垣女子短期大学研究紀要, 55, 1-12
- 7) 村本浄司(2014) 入所施設において問題行動を示す知的障害者への機能的アセスメントに基づいた包括的支援—支援計画の評価に関する支援者の実効性と効果性からの検討—, 障害科学研究, 38, 55-66
- 8) 村本浄司(2011) 大規模入所施設における行動障害のある人への施設内支援, 福祉心理学研究, 8 (1), 39-44
- 9) 村田泰弘・村中智彦(2011) 入所施設における他害行動を示す知的障害者の積極的行動支援による活動参加の促進, 発達障害研究, 33 (3), 297-313
- 10) 大久保賢一(2015) 児童生徒の行動問題に対する適切な手続きとポジティブな行動支援, 行動分析学研究, 29 (2), 128-141
- 11) Risley, T. (1996) Get a life? Positive behavioral intervention for challenging behavior through life arrangement and life coaching. In Kogel, L.K., Kogel, R.L., & Dunlap, G. (eds.) Positive behavioral support. Paul H Brookes Publishing Co.
- 12) 定月直樹(1997) 強度行動障害に対する取り組みと展望, 心を開く, 25, 33-37
- 13) 白石恵理子(1998) 成人期自閉性障害者と作業所実践—労働及び「問題行動」の考察—, 障害者問題研究, 26 (3), 25-32
- 14) 財部盛久・神山万里・新屋心貴(2013) 対応困難な事例に対する障害者支援施設職員とのコンサルテーション, 琉球大学法文学部紀要, 人間科学, 29, 1-32

支援施設におけるケース検討会を用いた行動障害を示す人への支援

Support for persons who show behavioral disorders using the case study meeting at support facilities

小笠原 恵*

Kei OGASAHARA

支援方法学分野

Abstract

In this research, we implemented support based on PBS for four subjects who showed behavioral disorders in support facilities for persons with disabilities. From the functional assessment to the planning of the support plan and the verification of the effect were conducted at the case study meeting. As a result, a reduction in behavioral disorders was observed in one subject to whom the schedule was controlled in daily life, suggesting that this plan was effective in behavioral change. In addition, we investigated items that can be applied to other users for case staff. Eight more months later, we surveyed participants other than case personnel actually items that they did to other users during this time. As a result, “description of behavior” and “record of action” were actually used. On one hand, “planning of support plan based on function” and “estimation of function” were not used much either. In the case study meeting conducted in this study, it was suggested that there is a lack of acquisition of knowledge on support for behavioral disorders, which affects the ripple effect of the support skills of staff.

Keywords: behavioral disorders, support facilities for persons with disabilities, PBS, case study meeting

Department of Support Methods for Special Needs Education, Tokyo Gakugei University, 4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo 184-8501, Japan

要旨: 本研究は、障害者支援施設において行動障害を示す4名の対象者に対してPBSに基づく支援を実施した。機能的アセスメントから支援計画の立案、その効果検証までをケース検討会で行った。その結果、明らかな低減がみられた1名については、日常生活におけるスケジュールの調整が行われ、このことが行動変容に効果があったと示唆された。また、担当職員に、今後他の利用者に応用が可能な項目を調査した。さらに8か月後、ケース検討会の担当者以外の参加者に対して、実際にこの間、他の利用者に自分が行った項目を調査した。その結果、「行動の記述」、「行動の記録」が実際に使用されていた。一方で、「機能に基づいた支援計画の立案」及び「機能の推測」の使用がいずれも低かった。本研究で行ったケース検討会では、行動障害への支援に

* Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)

関するこれらの知識習得に不足があり，そのことが参加者や担当職員の支援技能の波及効果に影響することが示唆された。

キーワード：行動障害，支援施設，PBS，ケース検討会